

## 保育所の運営形態による経費負担比較

方式	設置主体	運営主体	国基準の保育所運営費 (国基準の保育単価により入所児童分の運営費として市が保育所に支払う金額) (a)				
公設公営	市	市	市基準の徴収金額(保育料) (市が定めた保護者が保育料として負担すべき額) (b)	市負担額 (国基準の保育所運営費から保育料を差し引いた金額) (a-b)			
公設民営	市	事業者	市基準の徴収金額(保育料) (市が定めた保護者が保育料として負担すべき額) (b)	市負担額 (国基準の保育所運営費から保育料を差し引いた金額) (a-b)			
民設民営	事業者	事業者	市基準の徴収金額(保育料) (市が定めた保護者が保育料として負担すべき額) (b)	市負担額 (市が軽減している保育料相当分) (c)	市負担金 (運営費として支払う金額から国基準の保育料を差し引いた額の1/4) ((a-b-c)/4)	県負担金 (運営費として支払う金額から国基準の保育料を差し引いた額の1/4) ((a-b-c)/4)	国庫負担金 (運営費として支払う金額から国基準の保育料を差し引いた額の1/2) ((a-b-c)/2)